

# 新幹線プレス

2014年3月26日

No.160

発行者 成田 隆浩

編集者 教 宣 部

J R 東海 労 新 幹 線 地 本

## 年休が流れる！年休運用の抜本的解決を申し入れ！

新幹線地本は、3月26日「運輸所において多数の社員が年休を失効する事態に関する緊急申し入れ」を行いました。この間新幹線地本は、2回にわたり年休が流れる事態について申し入れを行ってきました。しかし会社は、業務委員会を開催しないばかりか窓口回答で「年休が流れる事態について把握もしていないし何も対応しない」としています。

### 皆さんこんな無責任発言は許せない！

年休は、申請した日に与えるのが基本です。その努力義務は、会社にあります。まして、「年休が流れる事態について把握もしていないし何も対応しない」というのは言語道断です。今回年休が流れるのは、相次ぐ時季変更権の濫用によって申請しても取れないからです。新幹線職場の名古屋運輸所・大阪の運輸所や在来線の運輸所職場、駅・車両所は問題となっていません。問題となっているのは、東京第一・二運輸所だけです。

会社は年間を通じて20日年休がとれる要員を確保していると主張しています。本当にそうでしょうか。年間における計画的な要員配置や、労使で確認した基準要員すら昨年11月以降下回る要員配置となっています。要員不足にもかかわらず時季変更権を行使するというのは法律違反の運用です。相次ぐ休日出勤の要請と年休抑制でやっと仕事が回っています。

このままの状態を放置すれば毎年年休失効が繰り返されるのです。

### 全乗務員のみなさん勇気を持って主張しよう！

「担当管理者に〇日年休が流れるけど、どうかしてください」と声をかけましょう。勇気を持って休日出勤を断りましょう。そうしなければ会社は要員不足だと認めません。

年休運用の抜本的解決を通じて年休が取りたいときにとれる職場を創るために共に声を出し闘いましょう！

〈以下申し入れ内容は別紙掲示を見てください〉

こんな無責任な対応があるのか！原因は要員確保せず時季変更権の濫用にある！

## 【申し入れ内容】

1. 当面、時効で消滅する年休を買い上げるか、時効で消滅する年休を4月以降に取得させること。
2. 運輸所における抽選方法を日別に申し込みをして日別で抽選をするよう変更すること。
3. 25日交番発表の際、あらかじめ年休の発給を発表すること。予備の休日指定の発表は、10日とすること。年休の公正・公平・透明性を明らかにするために日別の年休順位一覧表を公表すること。その場合に特認を含めて明らかにすること。
4. 特認の基準を明確にすること。①冠婚葬祭（叔父・叔母・いとこ）、社員の結納など結婚に関わるもの、友人の結婚式。②子供の入学式、卒業式、運動会、参観日、個人面談、保護者会その他合唱祭を含む学校行事。③法事（1周忌・3回忌・7回忌）④人間ドック。⑤町内会の役員会・行事。⑥地域における特殊行事など。
5. 半年毎に社員の年休取得状況の把握を行い、取得できていない人と年休残数の多い人を優先して失効する人をなくすこと。
6. 車掌長の養成を早急に行うこと。
7. 基準要員を下回らないよう年間における計画的な要員配置を行うこと。運転士、車掌養成時季の見直し及び駅還流を当面中止すること。